

**カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う
補助事業者の募集についての公示**

令和6年6月13日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業

(2) 事業の目的

2022年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築物省エネ法・建築基準法等の一部が改正され、省エネ基準の全面的な適合義務化や建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し等について2025年4月から施行される予定である。

こうした見直しにより、省エネ適判等の審査件数及びそれに伴う審査の業務や期間・費用等も増加することとなる。そのため本事業では、設計者・施工者をはじめとした関係事業者に対する制度周知や設計・施工方法等の習熟支援、消費者に対する普及啓発、運用・執行体制の整備等、改正建築物省エネ法・改正建築基準法の円滑な施行等に向けた体制整備を行う。

(3) 事業内容

- ① 省エネ適判機関の審査体制の整備及び省エネ適判・建築確認申請の手続きに係る講習等に関する事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和6年7月上旬 ～ 令和7年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力（建築物省エネ法、住宅・建築物の省エネ関連制度又は建築基準制度に関する詳細な知識等）を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

- (6) 補助金の額
定額とする。

2. 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：

令和6年6月13日(木)～令和6年6月27日(木)18時00分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限

令和6年6月27日(木)18時00分まで(必着)

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

- ・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

- ・着信を確認すること。

- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎 2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」

「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 棟口

電話：03-5253-8111(内線 39-437)

電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。